

法令に基づく検査（水質基準項目）の検査項目及び頻度【浄水】

							全浄水場共通		
	項 目 名	毎日	毎月	年4回	年1回	基準値	法令上の検査頻度	新座市の検査頻度	設 定 理 由
健康に関する項目	1 一般細菌			○		100個/ml 以下	月1回	月1回	省略不可項目
	2 大腸菌					検出されないこと	月1回	月1回	省略不可項目
	3 カドミウム及びその化合物					0.003 mg/l 以下	年4回	年1回	過去において検出されていないため省略可能
	4 水銀及びその化合物					0.0005 mg/l 以下	年4回	年1回	過去において検出されていないため省略可能
	5 セレン及びその化合物					0.01 mg/l 以下	年4回	年1回	過去において検出されていないため省略可能
	6 鉛及びその化合物				○	0.01 mg/l 以下	年4回	年1回	過去において検出されていないため省略可能
	7 ヒ素及びその化合物					0.01 mg/l 以下	年4回	年1回	過去において検出されていないため省略可能
	8 六価クロム化合物					0.02 mg/l 以下	年4回	年1回	過去において検出されていないため省略可能
	9 亜硝酸態窒素					0.04 mg/l 以下	年4回	月1回	過去において検出されていないため省略可能
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン			○		0.01 mg/l 以下	年4回	年4回	省略不可項目
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○		10 mg/l 以下	年4回	月1回	省略不可項目
	12 フッ素及びその化合物					0.8 mg/l 以下	年4回	年1回	過去において検出されていないため省略可能
	13 ホウ素及びその化合物					1 mg/l 以下	年4回	年1回	過去において検出されていないため省略可能
	14 四塩化炭素					0.002 mg/l 以下	年4回	年1回	過去において検出されていないため省略可能
	15 1・4－ジオキサン					0.05 mg/l 以下	年4回	年1回	過去において検出されていないため省略可能
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				○	0.04 mg/l 以下	年4回	年1回	過去において検出されていないため省略可能
	17 ジクロロメタン					0.02 mg/l 以下	年4回	年1回	過去において検出されていないため省略可能
	18 テトラクロロエチレン					0.01 mg/l 以下	年4回	年1回	過去において検出されていないため省略可能
	19 トリクロロエチレン					0.01 mg/l 以下	年4回	年1回	過去において検出されていないため省略可能
	20 ベンゼン					0.01 mg/l 以下	年4回	年1回	過去において検出されていないため省略可能
	21 塩素酸					0.6 mg/l 以下	年4回	年4回	省略不可項目
	22 クロロ酢酸					0.02 mg/l 以下	年4回	年4回	省略不可項目
	23 クロロホルム					0.06 mg/l 以下	年4回	年4回	省略不可項目
	24 ジクロロ酢酸					0.03 mg/l 以下	年4回	年4回	省略不可項目
	25 ジブromクロロメタン					0.1 mg/l 以下	年4回	年4回	省略不可項目
	26 臭素酸				○	0.01 mg/l 以下	年4回	年4回	省略不可項目
	27 総トリハロメタン					0.1 mg/l 以下	年4回	年4回	省略不可項目
	28 トリクロロ酢酸					0.03 mg/l 以下	年4回	年4回	省略不可項目
	29 ブロモジクロロメタン					0.03 mg/l 以下	年4回	年4回	省略不可項目
	30 ブロモホルム					0.09 mg/l 以下	年4回	年4回	省略不可項目
	31 ホルムアルデヒド					0.08 mg/l 以下	年4回	年4回	省略不可項目
水道水が有すべき性状に関する項目	32 亜鉛及びその化合物					1.0 mg/l 以下	年4回	年1回	過去において検出されていないため省略可能
	33 アルミニウム及びその化合物					0.2 mg/l 以下	年4回	年1回	過去において検出されていないため省略可能
	34 鉄及びその化合物				○	0.3 mg/l 以下	年4回	年1回	過去において検出されていないため省略可能
	35 銅及びその化合物					1.0 mg/l 以下	年4回	年1回	過去において検出されていないため省略可能
	36 ナトリウム及びその化合物					200 mg/l 以下	年4回	年1回	過去において検出されていないため省略可能
	37 マンガン及びその化合物					0.05 mg/l 以下	年4回	年1回	過去において検出されていないため省略可能
	38 塩化物イオン			○		200 mg/l 以下	月1回	月1回	省略不可項目
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○		300 mg/l 以下	年4回	年4回	省略不可項目
	40 蒸発残留物					500 mg/l 以下	年4回	年4回	省略不可項目
	41 陰イオン界面活性剤					0.2 mg/l 以下	年4回	年1回	過去において検出されていないため省略可能
	42 ジェオスミン					0.00001 mg/l 以下	-	年1回	原因藻類発生時期に月1回で検査する。
	43 2-メチルイソボルネオール				○	0.00001 mg/l 以下	-	年1回	原因藻類発生時期に月1回で検査する。
	44 非イオン界面活性剤					0.02 mg/l 以下	年4回	年1回	過去において検出されていないため省略可能
	45 フェノール類					0.005 mg/l 以下	年4回	年1回	過去において検出されていないため省略可能
	46 有機物等(TOC)					3 mg/l 以下	月1回	月1回	省略不可項目
	47 pH値					5.8以上8.6以下	月1回	月1回	省略不可項目
	48 味				○	異常でないこと	月1回	月1回	省略不可項目
	49 臭気					異常でないこと	月1回	月1回	省略不可項目
放射性物質検査	50 色度					5 度以下	月1回	月1回	省略不可項目
	51 濁度					2 度以下	月1回	月1回	省略不可項目
	131 PFOS及びPFOA			○		0.00005 mg/l 以下(暫定)	なし	年4回	
	502 アンモニア態窒素			○		基準値なし	なし	月1回	
	毎1 色度				○	5 度以下	毎日	毎日	省略不可項目
	毎2 濁度					2 度以下	毎日	毎日	省略不可項目
	毎3 残留塩素					0.1 mg/l 以上	毎日	毎日	省略不可項目
	放射性ヨウ素 I-131					基準値なし	月1回	年4回	過去において検出されていないため
	放射性セシウム Cs-137				○	Cs-134とCs-137合計値で	月1回	年4回	
	放射性セシウム Cs-134					10 Bq/kg以下	月1回	年4回	

水質管理に必要な検査（水質基準項目）の検査項目及び頻度【原水】

		項 目 名	浄水の基準 値		新座市の 検査頻度	備 考
健康に 関連する 項目	1	一般細菌	100個/ml 以下		年1回	病原性物による汚染の指標
	2	大腸菌	検出されないこと		年1回	
	3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/l 以下	年1回	無機物・重金属
	4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/l 以下	年1回	
	5	セレン及びその化合物	0.01	mg/l 以下	年1回	
	6	鉛及びその化合物	0.01	mg/l 以下	年1回	
	7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/l 以下	年1回	
	8	六価クロム化合物	0.02	mg/l 以下	年1回	
	9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/l 以下	年1回	
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/l 以下	年1回	
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/l 以下	年1回	
	12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/l 以下	年1回	
	13	ホウ素及びその化合物	1	mg/l 以下	年1回	
	14	四塩化炭素	0.002	mg/l 以下	年1回	一般有機物
	15	1・4－ジオキサン	0.05	mg/l 以下	年1回	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/l 以下	年1回	
	17	ジクロロメタン	0.02	mg/l 以下	年1回	
	18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/l 以下	年1回	
	19	トリクロロエチレン	0.01	mg/l 以下	年1回	
	20	ベンゼン	0.01	mg/l 以下	年1回	
水道水が 有すべき 性状に 関する 項目	32	亜鉛及びその化合物	1.0	mg/l 以下	年1回	着色
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/l 以下	年1回	
	34	鉄及びその化合物	0.3	mg/l 以下	年1回	
	35	銅及びその化合物	1.0	mg/l 以下	年1回	味
	36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/l 以下	年1回	着色
	37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/l 以下	年1回	味
	38	塩化物イオン	200	mg/l 以下	年1回	
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/l 以下	年1回	発泡
	40	蒸発残留物	500	mg/l 以下	年1回	
	41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/l 以下	年1回	かび臭
	42	ジェオスミン	0.00001	mg/l 以下	年1回	
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/l 以下	年1回	発泡
	44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/l 以下	年1回	臭気
	45	フェノール類	0.005	mg/l 以下	年1回	味
	46	有機物等(TOC)	3	mg/l 以下	年1回	基礎的性状
	47	pH値	5.8以上8.6以下		年1回	
	49	臭気	異常でないこと		年1回	
	50	色度	5	度以下	年1回	
	51	濁度	2	度以下	年1回	
	131	PFOS及びPFOA	0.00005	mg/L以下 (暫定)	年1回	
	502	アンモニア態窒素	基準なし		年1回	
指標 菌	505	嫌気性芽胞菌	基準なし		年4回	
	739	大腸菌（定量）	基準なし		年4回	